

平成27年(2015年)7月17日
子ども・子育て支援審議会資料
こども部こども育成室保育幼稚園課

保育における供給区域のみなし区域の設定について

1 概要

本市の子ども・子育て支援事業計画では、保育の量の確保について、市内を3区域に分割しています。3区域の区割りについては、A区域をJR以南地域、片山・岸部地域、B区域を豊津・江坂・南吹田地域、千里山・佐井寺地域、C区域を山田・千里丘地域、ニュータウン地域としています。

同計画の保育の確保方策として、平成29年度までに、A区域で小規模保育事業所を95名分(5か所程度)、B区域で保育所を240名分(2か所程度)と小規模保育事業所を171名分(9か所程度)、C区域で保育所を360名分(3か所程度)と小規模保育事業所を304名分(16か所程度)の整備をすることとしています。

2 状況

本市の平成27年度における保育所等の未入所児童数は583名です。

このうち、第1希望の保育所等を区域別にみた場合、A区域が119名、B区域が224名、C区域が235名、その他の広域利用希望5名となっており、未入所児童数が多いB区域とC区域について、確保方策に基づき保育所等の整備を進めていく必要があります。

B区域については江坂駅周辺を含めた保育所等の整備の相談が寄せられ、一定の見通しが立っています。しかし、C区域については、保育所等の整備の相談がほとんどありません。特にC区域内でも未入所児童数が多い阪急南千里駅周辺地域は、保育所等を整備する用地の確保が非常に困難な状況です。

さらに、阪急南千里駅周辺の入所希望者は設置がB区域であっても阪急南千里駅の利用に都合が良い範囲であれば、それを利用している実態があります。

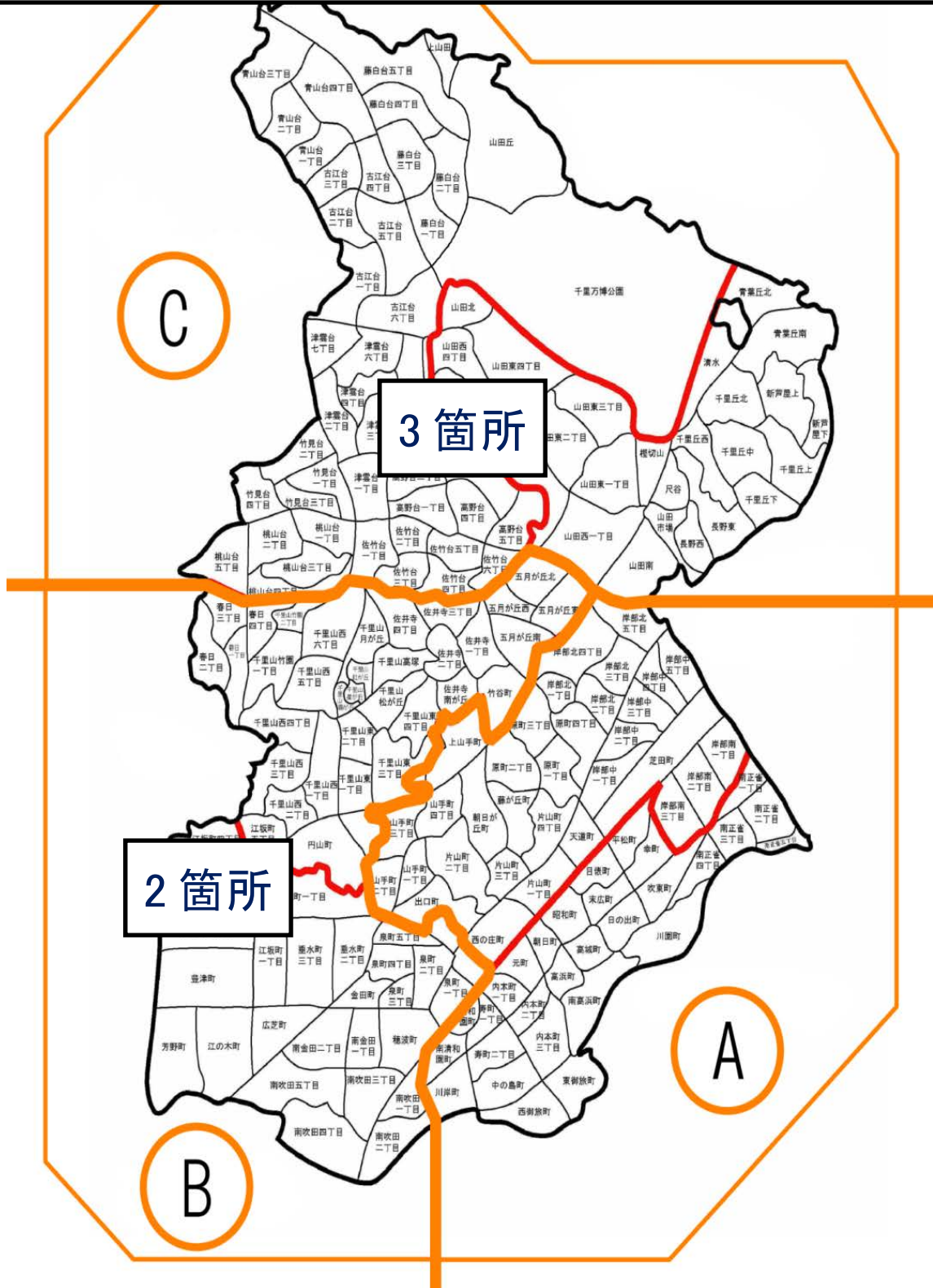
3 みなし区域の設定

この地域での保育所等の整備については、阪急南千里駅周辺の待機児童対策にもなることから、C区域の境界に接するB区域の北側の一部をみなし区域とし、どちらの区域の確保方策としても柔軟に対応できるよう、みなし区域を設定します。

4 みなし区域について

別紙、「みなし区域の境界について」を参照。

今後、整備が必要な箇所数(認可保育所又は認定こども園)



みなし区域の境界について

